

2013 年度海外制度調査

小口貨物の通関・関税制度 (インド)

2014年2月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス情報サービス課

ニューデリー事務所

目次

I. 通関手続きと関税制度	1
1. 商業用小口貨物（国際宅配便、国際郵便）	1
2. 国際宅配便の通関と関税	1
3. 国際郵便の通関と関税	1
4. 商業用サンプルの通関（郵便以外）とその輸入に課せられる制限	2
5. 個人輸入に限定して輸入された贈答品の通関と関税	3
6. 旅具、引越し貨物、職業用具の通関と関税	3
7. 職業用具（専門職用機器）	5
II. 他法令による小口（個人）輸入の規制	5
1. 食品	5
2. 化粧品	5
3. 医薬品	5
4. 医療機器	6
III. 小口でも扱えない輸入禁止品目	7
IV. 展示会に出品する小口貨物の輸入	7
1. 一時輸入制度	7
2. ATA カルネによる一時輸入	7
3. 展示会で輸入した展示品を販売する場合	8
役立つウェブサイト	8

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス課で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

I. 通関手続きと関税制度

1. 商業用小口貨物（国際宅配便、国際郵便）

インドでは大口貨物と小口貨物を明確には区別していません。小口貨物の輸出入手段の代表的なものとして国際宅配便と国際郵便があります。それぞれの輸送手段における通関手続きと関税について説明します。

2. 国際宅配便の通関と関税

国際宅配便による輸出入は「Customs Act, 1962」に基づく「Courier Imports and Exports(Clearance)Regulations, 1998」および「Courier Imports and Exports(Electric Declaration and Processing)Regulations, 2010」により規定されています。国際宅配便で送られた物品は、通常の輸入と同様、紙および電子申告が認められています。

国際宅配便は識別可能な宅配便会社の梱包を行い、必要なラベル添付と小口貨物用税関申告書に必要事項を記入し、輸入通関申告を行います。輸入通関は、特定の空港内税関や陸上税関において簡易通関制度を利用して通関が行われます。簡易通関制度では物品の検査は最小限に留められ、書類審査に重点が置かれています。

国際宅配便であっても課税対象品であれば通常の輸入品と同様、関税評価が行われ、国際宅配便会社が輸出者・輸入者の代わりに立替えて支払います。

国際宅配便では、物品（個別梱包）あたり 70 キログラムの重量制限が設けられているほか、以下の物品は国際宅配便として認められていません。

- (1) 動植物
- (2) 生鮮食品
- (3) インドの不正確な国境を描写している地図を記載した出版物
- (4) 宝石・半貴石、全ての金・銀
- (5) 輸出促進政策に基づいて輸入される物品

3. 国際郵便の通関と関税

国際郵便による輸入は「Customs Act, 1962」第 82～84 条および Customs Manual 2014 第 17 節に規定されています。国際郵便による輸入の場合、別途税関申告書を提出する必要はなく、当該物品に添えられるラベル（物品の説明、数量、価額を記載）もしくは申告書が同法上輸入書類とみなされることになります。

また郵便輸入の場合、自動車、アルコール飲料を除きどの品目にもインド関税率表の ITC (HS) 9804 で定められた基本関税率 35%が適用されます。輸入者が輸入ライセンスを所有している場合にはこの限りではありません。また、郵便を利用する場合、物品の関税額が 100 ルピー以下の場合には免税となります。郵便以外の船便で輸入した場合には商業輸入と同

様の関税が課されます。

郵便を通じた有税品の輸入（関税が課せられる）は、郵便局が、その中身の性質、重さ、価値を記した申告書を伴っている場合を除き、禁じられています。また ITC(HS)に基づいて規制または禁止されている品目の輸入についても、郵便を通じてインド国内へ輸入することはできません。

郵便によって輸入された商業用サンプルや見本については、それらの品物が無償で提供されることを前提に 1 万インドルピーまでを限度額とする条件で、基本関税（BCD）および相殺関税（CVD）の支払いが免除されます。輸出入業者コード（Importer Exporter Code）番号を取得している輸入者は、金額にして最大 10 万インドルピーあるいは数量にして 12 カ月の期間内に 15 ユニットまで、関税を支払うことなく、郵便を通じて商業用サンプルを輸入することができる。

4. 商業用サンプルの通関（郵便以外）とその輸入に課せられる制限

Customs Manual 2014 第 18 節によると、無償で提供されるサンプルは、個別サンプルの金額が 5,000 インドルピーを超えず、かつ総価額が 30 万インドルピー／年、またはサンプルの数量で 50 単位／年を超えない場合には、非課税で輸入することができます。また高価なサンプルについても、関税を支払うことにより輸入可能であり、またサンプルを逆輸出する時点で関税の払戻しを認められます。5,000 インドルピーという金額上限が守られた場合には、複数のサンプルを単一の荷物として非課税で輸入することも可能です。

商品の価格は、還付されるべき金額（保証金の金額）を除いた発送元での価格が 5,000 ルピーまでのものは、運賃・配送料を含めず計算します。5,000 ルピーを超える場合には運賃・保険料を含めて計算します。また、5,000 インドルピーというこの金額は、VAT のような地方税を除いたものです。

技術開発のためのサンプルで、5,000 ルピーを超え、輸出製品の増産または製造のための資本財、または輸出の注文を取る目的のための機械類であれば、穴あけ、破断、印字などで商品とはなり得ない処置が施されおり、個々の価額が 1 万ルピー以下であれば免税措置を受けられます。1 万ルピーを超える場合は、再輸出するものとして一旦、保証金として関税額を支払い通関し、輸入後 9 カ月以内または税関が指定する期間内に再輸出すれば保証金は返還されます。

展示会での展示やデモンストレーションのために輸入するサンプルは、事前に商業省（Ministry of Commerce）およびインド貿易振興局（Indian Trade Promotion Organization : ITPO）の許可を得れば免税で輸入できます。

ビジネス目的の外国人旅行者は1単位あたり5,000ルピーを超えないサンプルを持ち込むことができます。その際輸出入者コード(IEC code)を取得する必要はありません。当該旅行者はこれらのサンプル品が輸出の注文を得るもしくは輸出のための説明のためだけに使用し、販売することはできません。当該旅行者は12カ月で総額30万ルピーを越えないでかつ50単位以上のサンプル品を持ち込むことはできません。

サンプル品の輸入の詳細は末尾の役立つサイトにあるCustoms manual 2014をご覧ください。

2. および3. いずれも通常の輸出入と同じく規制される品目があります。詳細はジェトロウェブサイトのインドの以下のURLを参照してください。

http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/trade_02/

5. 個人輸入に限定して輸入された贈答品の通関と関税

Customs manual 2014によると、郵便を通じてインド国内へ輸入される場合、金額にして最大1万ルピーまで、(基本関税)(BCD)および相殺関税(CVD)の支払いを免除されます。ただし、輸入されたその贈答品が、ITC(HS)に基づく禁制品ではないことが条件となります。また、贈答品の金額が1万ルピー以上である場合には、たとえそれが承諾なく送られてきた物品で、無料で受け取ったものであっても、荷物全体に対して関税が課せられます。

贈答品を輸出できる者は、インド国外在住の者であれば誰でもインド在住者(個人)に贈答品を贈ることができ、また、発送者が必ずしも発送元の国に在住していなければならないということもありません。

この1万ルピーの限度額には航空輸送代、郵便輸送代は含まれません。また、ここでいう1万ルピーとは発送元国での価格です。

6. 旅具、引越し貨物、職業用具の通関と関税

手荷物や引越し貨物、職業用具の通関および関税については、「Baggage(Amendment)Rules, 2006(Baggage Rule, 1998)」で規定されています。この規則によると、手荷物の通関および関税は、旅行者の出身国や入国ルートなどにより細かく規定されています。例えば、空路でインドに入国するパキスタン人以外の外国人旅行者が、中古の身の回り品および8千ルピーまでの旅行者の個人使用物もしくは贈答品、旅行土産を、旅行者自身が携行もしくは手荷物として持ち込む場合は関税がかかりません。ただし、付属1に列挙される以下の物品は除きます。

- (1) 火器
- (2) 50 個を超える火器弾薬
- (3) 200 本を超える煙草もしくは 50 本を超える葉巻、250 グラムを超える巻き煙草
- (4) 2 リットルを超えるリキュールもしくはワイン
- (5) あらゆる形態の金、銀（装飾品を除く）
- (6) 液晶テレビ、プラズマテレビ、LED テレビ

引越し貨物は、以下の条件に当てはまる場合で、同規則の付属 1 および付属 2 に列挙される品物を除いて関税は課税されません。

- (1) 入国前に少なくとも 2 年以上国外に滞在していること、
- (2) 過去 2 年間のインドでの滞在期間が合計 6 カ月を超えないこと。
- (3) 過去 3 年間に同じ非課税要件の適用を受けていないこと

付属 2

- ・ カラーテレビ、白黒テレビ
- ・ DVD プレイヤー
- ・ ビデオホームシアターシステム
- ・ 食器洗浄機
- ・ 音響機器
- ・ エアコン
- ・ 300 リットル以上か同等の容量の冷蔵庫
- ・ ディープフリーザー
- ・ 電子レンジ
- ・ ビデオカメラもしくはビデオカメラと組み合わせ使用する以下のような機器
 1. テレビ受信機
 2. 録音機器もしくは再生機器
 3. ビデオ再生機器
- ・ ワードプロセッサ
- ・ ファックス
- ・ ポータブルコピー機
- ・ 船舶
- ・ 航空機
- ・ 35 ミリ以上の映画フィルム
- ・ あらゆる形態の金、銀（装飾品を除く）

また、宝飾品は男性 5 万ルピー、女性 10 万ルピーまでは関税が課税されません。

7. 職業用具（専門職用機器）

関税法第 25 条に基づく各種規則の、職業用具（撮影用機器、フィルム等の専門用具、スポーツ等で使用する用具の免税）免税に関する通達で対象品目や条件等説明がされています。詳細は末尾の役立つウェブサイトにある各規則を参照してください。

II. 他法令による小口（個人）輸入の規制

1. 食品

小口輸入用の特別な規則はありません。通常の輸入と同じように扱われます。ジェトロ貿易投資相談 Q&A「加工食品の現地輸入規則および留意点：インド向け輸出」等を参照してください。

2. 化粧品

小口でのインドへの化粧品輸入は、通常の ITC (HS) コードによる輸入規制のほか、「The Drugs and Cosmetics Act, 1940」および「The Drugs and Cosmetics Rules, 1945」によっても、規制されています。同法は、インド国内への医薬品および化粧品の輸入を規制する目的で策定されたものです。同法第 10 条では、標準品質とは言えない化粧品がインド国内へ輸入されることを禁止しています。したがって、インド国内への小口での化粧品の輸入に際しては、輸入者は、医薬品・化粧品法の下で基準や制約事項があれば、それらの順守を確保するよう求められます。

また、同規則では小口の化粧品について、同法第 10 条に規定されたあらゆる化粧品を除き、以下の二つの条件が満たされた場合には、個人的利用のために輸入することができると定めている。

- (1) 当該化粧品が、旅行者の手荷物の一部となっており、かつ個人での利用を意図したものであること。
- (2) 当該化粧品が、税関当局から申告するように指示があれば、当局に申告すること。

3. 医薬品

「The Drugs and Cosmetics Rules, 1945」の第 36 条によると、「Drugs & Cosmetics Act, 1940」第 10 条にて禁止されていない医薬品（少量）については、以下の条件を満たしていれば、個人使用を目的として輸入することができるとされています。

- (1) 医薬品が旅行者の手荷物であり、かつその個人の所有するものであり、個人使用を目的としたものであること
- (2) 税関にて申告が必要とされている場合にはその手続きを行うこと
- (3) 一薬品の輸入量が平均 100 錠を超えないこと

ただし、個人使用が目的であり、特別な場合においては、上記に述べた輸入量以上についても認められることがあります。

また、手荷物以外の方法で輸入される個人使用を目的とした医薬品の輸入については、以下の条件を満たしていれば、輸入が許可されることもあります。

- (1) 指定用紙 (Form 12-A) にて Central Drugs Standard Control Organization (CDSCO、国家医薬品基準管理機構) に申請を行い、その申請内容が純粹に個人使用目的であるという条件を満たしていること
- (2) 輸入量が適量であると登録機関が判断し、かつ医療従事者による処方箋が添付されていること
- (3) 当局から許可証が発給されていること

4. 医療機器

以下に述べる特定の医療機器は、「Drugs and Cosmetics Act, 1940」で医薬品として規定されています。これら以外の個人で利用する医療機器の輸入は、一般にインドに渡航する個人の所有物とみなされ、「Baggage (Amendment) Rules, 2006 (Baggage Rule, 1998)」に基づく扱いとなります。

医薬品として規制対象となる医療機器

- (1) 使い捨て注射器
- (2) 使い捨て注射針
- (3) 使い捨て灌流セット
- (4) HIV、HBs抗原、C型肝炎ウイルス体外診断システム
- (5) 心臓用ステント
- (6) 薬剤溶出ステント
- (7) カテーテル
- (8) 眼内レンズ
- (9) I. V. カニューレ
- (10) 骨セメント
- (11) 心臓弁
- (12) 頭皮静脈セット
- (13) 整形外科用インプラント
- (14) 体内人工代替器官：

出所：CDSCO 資料

医療機器の輸入規制については、ジェトロ調査レポート「インドの医療機器市場と規制」

も参照してください。

III. 小口でも扱えない輸入禁止品目

通常の輸入と同様、ITC (HS) ごとに輸入自由品目、規制品目、禁止品目に分類されます。ITC (HS) ごとの輸入規制詳細は末尾の URL をご参照ください。

IV. 展示会に出品する小口貨物の輸入

インド国内の展示会や見本市に出展する貨物は、国内で消費、販売を行わない一時輸入される場合に限り、輸入時の関税が免税されます。主な一時輸入の方法として、一時輸入制度と ATA カルネを使用する 2 通りの方法があります。

1. 一時輸入制度

「Notification No. 3/89-Cus., dated 9-1-1989」に規定されています。この通達に基づき輸入を認められる主な物品（宝石類、医薬品、家電、衣類、時計等を除く）は以下の通りです。

- (1) 展示を目的とした物品
- (2) 展示品に関連して用いることを意図した物品
- (3) 展示に関連した機器
- (4) 展示に関連した書類、フィルム、その他

申請には、通常の間税額およびその他諸税に相当する担保（保証証券もしくは金融機関による保証）を提供することが求められます。一時輸入できる期間は関税局が定めた期間（イベント終了日から最長で 6 カ月間）となります。延長が必要な場合にはその理由を添えて輸入地の関税局に申請を行わなければなりません。なお、免税を受けるには展示会がインド貿易省またはインド貿易促進会（Indian Trade Promotion Organization）の認可（または出資）を受けていること、またインドの公益に適っている等の条件を満たしていると認められた展示会でなければなりません。

2. ATA カルネによる一時輸入

「Notification No. 157/90-Cus., dated 28-3-1990」に規定されています。輸入者は、必要事項を記入したオリジナルの ATA カルネフォームを輸入地の関税局に提出します。ATA カルネを使用する場合は、担保の提供は不要です。ATA カルネを利用して一時輸入が許可される期間は 6 カ月間です（税関の承認を得ればさらに 6 カ月）。この期間を超えてもインドから輸出されない場合、免税されていた関税の支払い義務が課されます。

1. および 2. はいずれも外国製品の販売を前提として店舗内や敷地内で開催される非公開の展示会やイベントは対象外とされています。

3. 展示会で輸入した展示品を販売する場合

一時輸入制度を利用して輸入された貨物を販売する場合、事前に関税局にその旨申告を行い、免税されていた関税を納める必要があります。なお、展示会または見本市で使用あるいは無償で配布、消費される物品で、以下に該当するものは輸入関税およびその他諸税が免除され、再輸出の必要もありません。

- a. 展示会または見本市において消費される少量と認められる食品と飲料
 - b. 税関が展示会の性質や規模（入場者や出展者の範囲）を勘案した上で、合理的と認められる範囲で）デモンストレーションのためにのみ輸入される物品、あるいは機械や器具のデモンストレーションのためにのみ輸入される物品
 - c. 展示会用に使用されるペンキ、ワックスのような小額物品
 - d. 広告用に無料で配布される印刷物、カタログ、ポスター等
- 詳細は末尾の同通達を参照してください。

ATA カルネによる一時輸入した展示品を販売した場合、支払いを保証している当該 A T A カルネ発給機関が行うこととなります。ただし、ATA カルネ発給申請時に預けた担保は返還されません。

役立つウェブサイト

Customs Act, 1962

<http://www.cbec.gov.in/customs/cs-act/cs-act-idx.htm>

Courier Imports and Exports(Clearance)Regulations, 1998

<http://www.cbec.gov.in/customs/cs-act/formatted-htmls/cs-curier-imp-exp-clearance-decl11.htm>

Courier Imports and Exports(Electric Declaration and Processing)Regulations, 2010

<http://www.cbec.gov.in/customs/cs-act/formatted-htmls/cs-regu-courier-imexp-2010.htm>

Baggage (Amendment) Rules, 2006 (Baggage Rule, 1998)

<http://www.cbec.gov.in/customs/cs-act/formatted-htmls/bgge-rules1998-ason-aug13.htm>

GUIDE FOR TRAVELLERS

http://www.cbec.gov.in/trvler-guide_ason22may2013.pdf

Customs manual 2014

http://www.cbec.gov.in/deptt_offcr/cs-manual2014.pdf

Notification No. 153/94-Cus., dated 13-7-1994 (撮影用機器、フィルム等の専門用具の免税)

<http://www.cbec.gov.in/customs/cs-act/notifications/notfns-before2k/cs153-94.htm>

Notification No. 146/94-Customs (スポーツ等で使用する用具の免税)

<http://www.cbec.gov.in/customs/cs-act/notifications/notfns-before2k/cs146-94.htm>

貿易投資相談 Q&A 「加工食品の現地輸入規則および留意点：インド向け輸出」

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/ga/01/04A-080911>

THE DRUGS AND COSMETICS ACT AND RULES

<http://indianmedicine.nic.in/writereaddata/mainlinkFile/File222.pdf>

CDSCO : List of Notified Medical Devices

http://cdsco.nic.in/Medical_div/medical_device_division.htm

ジェトロ調査レポート「インドの医療機器市場と規制」

http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000882/in_med_eui_reg.pdf

ITC (HS) ごとの輸入規制

<http://dgft.gov.in/exim/2000/download-ftp1213.htm>

Notification No. 3/89-Cus., dated 9-1-1989

<http://www.cbec.gov.in/customs/cs-act/notifications/notfns-before2k/cs3-89.htm>

Notification No. 157/90-Cus., dated 28-3-1990

<http://www.cbec.gov.in/customs/cs-act/notifications/notfns-before2k/cs157-90.htm>

小口貨物の通関・関税制度（インド）

2014年2月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス情報サービス部ビジネス情報サービス課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5651

Copyright(C) 2014 JETRO. All rights